大阪府訪問看護ステーション実態調査 報 告 (2020年度)

(実施主体) 大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課 在宅医療推進グループ(府委託事業)

(委 託) 一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

報告日 2021年3月31日

目 次

<u>I. 調査の目的と方法</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
Ⅱ. 結 果	
1. 回答事業所の圏域、回答者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2. 回答事業所の基本属性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3. 訪問看護ステーションの管理者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4. 訪問看護ステーションの職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5. 訪問看護利用者数と訪問看護回数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
6. 精神科訪問看護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
<u>7. 小児訪問看護</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
8. 訪問看護システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
<u>9. 災害対策</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
<u>10. 特定行為研修(予定)受講について</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
<u>11. 看護学生実習の受け入れ(基礎実習)</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
<u>12. COVID-19 の影響</u> ····································	23
13. 理学療法士等によるリハビリテーション中心の訪問看護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
14. 看護職員等への暴力、ハラスメントについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
Ⅲ. 資料 ······	31
訪問看護実態調査検討委員会 設置要綱	
訪問看護実態調査検討委員会 委員	

I.調査の目的と方法

1)目的

大阪府内の訪問看護ステーションにおける訪問看護の現状と課題を把握することにより、今後の訪問看護の安定的な提供に向けた方策や課題の解決策を検討するための基礎資料とする。

2)調査対象

2020年 II 月現在の大阪府内指定訪問看護ステーション (2020年 II 月 I 日現在の近畿厚生局データより)

3) 実施期間

2020年 | 2月 | 5日~2021年 | 月 | 5日

4) 実施方法

- ・調査用紙等の郵送配布
 - ① 依頼文、②調査票、③実態調査の手引き(要綱)を大阪府から提供された封筒を使用し、 2020年 12月 10日に一斉に郵送配布を行った。また、調査票等のダウンロードができるよう、各種必要書類は当会ホームページへ掲載した。

・調査票の回収方法

上記3)の実施期間内の WEB による回答。

5)調査項目

- ・訪問看護ステーションの基礎的情報に関すること及び大阪府訪問看護推進事業に関すること。
- ・利用者数や訪問看護サービスの算定件数は、2020年 10 月度の実績数。

6) プライバシーへの配慮、回答者への同意

プライバシーの配慮については、以下の内容を文書で説明、同意を得た。

- (1)本調査で得たデータは、個人や個別の事業所が特定しないよう事業所毎に ID 番号を付与し、 匿名化の上で集計分析を行った(集計・分析は、外部(研究機関等)により行う場合がある旨を明記)。
- (2)調査結果は今後の訪問看護推進を目的に、全体で(又は2次医療圏域ごとに)、集計・分析し、幅広く公表をおこなう。

7) 大阪府訪問看護実態調査報告書 2020 の公表

報告書は、大阪府訪問看護ステーション協会ホームページ等にて幅広く公表。

8) 調査票配布数と回答事業所数:

調査票の郵送が完了したものが 1,403 件であった。(内訳:郵送件数は 1,434 件。宛先不明で 31 件返送。)

回答した事業所は 974 件であり、回収率は 69.4%であった。

目次に戻る

Ⅱ.結果

1. 回答事業所の圏域、回答者等

(1)事業所の圏域

回答のあった事業所の所在地を圏域毎に 集計した結果を表 | に示す。

表1 回答事業所の圏域

表1	回答事業所の圏域		n=974
		n	%
1.	三島	59	6.1%
2.	豊能	107	11.0%
3.	北河内	121	12.4%
4.	中河内	96	9.9%
5.	大阪市北	80	8.2%
6.	大阪市西	41	4.2%
7.	大阪市東	86	8.8%
8.	大阪市南	112	11.5%
9.	堺	107	11.0%
10.	南河内	75	7.7%
11.	泉南	90	9.2%

(2)回答者の職位

- ○調査の回答はできる限り、管理者に よる回答を求めた。
- ○回答は、管理者 68%、事務員 14% 経営者 10%などであった。

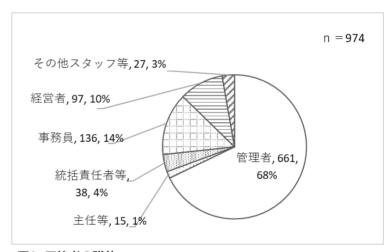


図1 回答者の職位

2. 回答事業所の基本属性

(1)法人種別

○営利法人が 685 件(70.3%)、医療法人 18.6%、社会福祉法人 3.9%、社団・財団が 3.6%と続いた。 昨年調査では、営利法人による開設は68.5%であり、営利法人による開設が引き続き増加している。

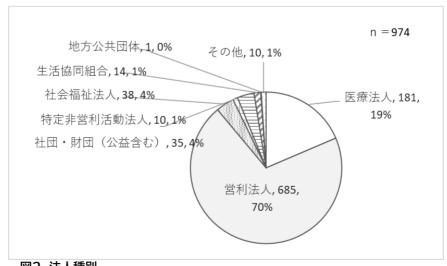


図2 法人種別

(2)法人代表者の職種

○法人代表者の職種は、看護師が308人(31.6%)と最も多く、医療専門職以外のその他が256人(26.3%)、 医師23.2%と続いた。

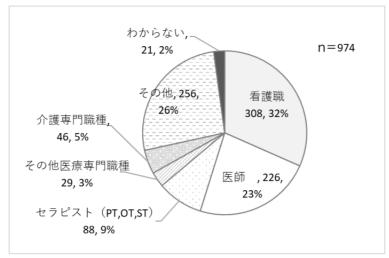


図3 法人代表者の職種

(3) 開設年度

○回答のあった事業所の開設年度は、図4に示す通りで、開設5年未満の事業所が46%を占めていた。

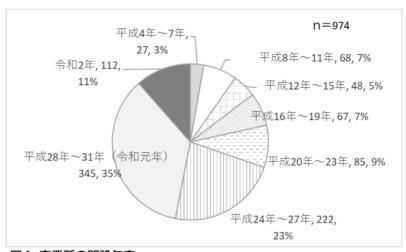


図4 事業所の開設年度

(4) サテライトの有無とサテライト数

〇サテライトありの事業所は152件(15.6%)、サテライトの合計数は210件で、最大は9ヵ所であった。 [参考] 昨年度調査134件(16%)、サテライトの合計数202件、最大7ヵ所

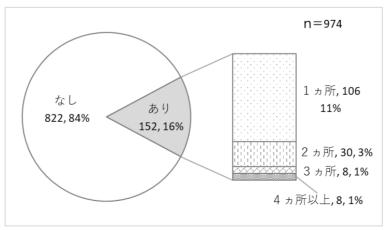


図5 サテライトの有無とサテライトの数

(5) 同一敷地内の併設事業(図6、図7)

- ○併設施設の有無は、図6の通り併設施設ありが 46.8%であった。 [参考]昨年度調査 併設施設あり 419 件(49.9%)
- 〇同一敷地内の併設施設の種類(図7)では、居宅介護支援事業所が 346 件と最も多く、続いて訪問介護、 通所介護・通所リハの順となっていた。実数は、全て昨年より増加している。
- 〇居宅介護支援事業所は35.5%(3分の1以上)、訪問介護は22.2%(5分の1以上)に併設されていた。

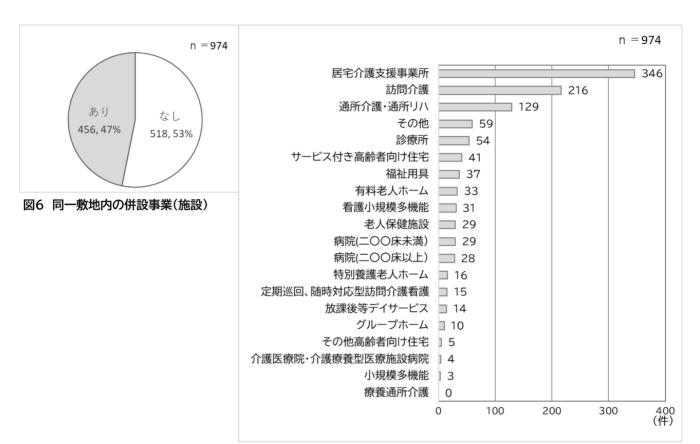


図7 同一敷地内の併設事業の種類

(6) 土日祝の営業

- ○土曜日営業は504件(51.7%)、日曜日は138件(14.2%)、祝日491件(50.4%)であった。 全て営業していると回答した事業所は130件(13.3%)であった。
- 〇昨年調査と比較し、祝日の営業が43.3%から50.4%へ増加していた。

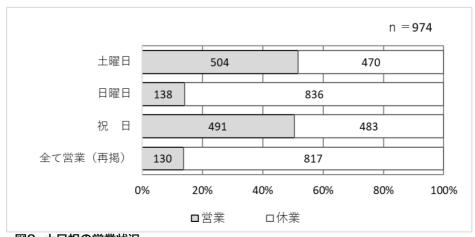


図8 土日祝の営業状況

(7)休業日の計画的訪問

- 〇休業日がある事業所844件へ、休業日の計画的な訪問について、設問を行った。
- ○「要望があれば概ね計画的に訪問している」と回答した 事業所は、372件(44.1%)、必要時のみ選択し計画 的に訪問が380件45%であった。
- ○計 89.1%が、休業日に「計画的訪問」を実施しており、 昨年調査の 84.5%を上回った。

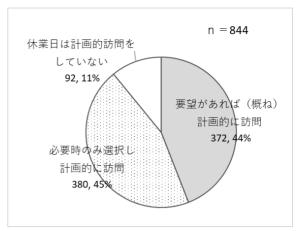


図9 休業日の計画的訪問

(8) 緊急訪問看護の届出(加算)

○24 時間対応体制加算(医療保険)は、854件(87.7%)の事業所が届出を行い、緊急時訪問看護加算(介護保険)では、832件(85.4%)の事業所が届出を行っていた。いずれも昨年よりわずかに増加していた。 「参考〕昨年調査 24 時間対応体制加算721件(85.8%)、緊急時訪問看護加算708件(84.3%)

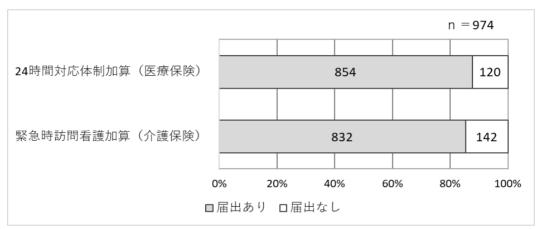


図10 緊急訪問看護加算の届け出

(9)機能強化型訪問看護療養費と看護体制強化加算の届出状況(図 11)

○機能強化型訪問看護療養費 I ~Ⅲの届出の計は、52 件で全体の 5.3% (昨年49件 5.8%)、看護体制強化 加算 I・Ⅱの届出の計は 58 件で全体の 6.0% (昨年85件 10.1%)であった。

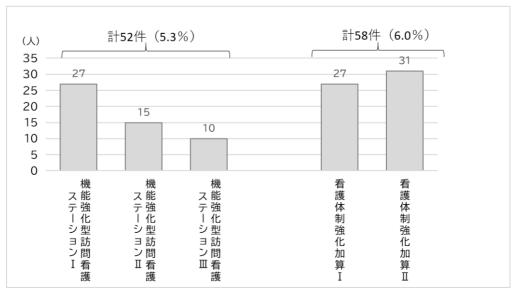


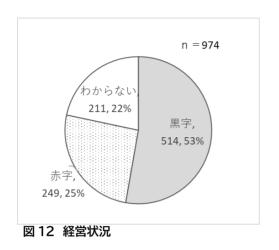
図 11 機能強化型訪問看護療養費と看護体制強化加算の届出状況

(10) 経営状況(図 12)

○経営状態は、黒字と回答した事業所が 514 件(52.8%)、赤字が249件(25.6%)、わからないが 21.7%であった。昨年調査と比較し、ほぼ同様の割合であった。

(11)規模拡大の意向(図 13)

○規模拡大の意向は、拡大予定が369件(37.9%)、現状維持が487件(50%)、縮小予定が1.1%であった。 昨年調査(45%)と比較し、現状維持が増加していた。



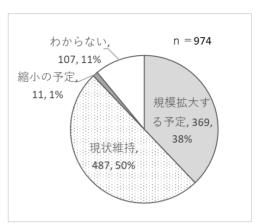


図13 規模拡大の意向

3. 訪問看護ステーションの管理者

(I)管理者の経験年数

- ○管理者の看護師経験年数(通算)は20年以上が全体の68.2%と、経験年数の長いものが多い。
- ○訪問看護師としての経験年数は5年未満が34%、10年未満を含めると6割を超えていた。
- ○管理者としての経験年数(通算)では、約半数が 10 年未満である。
- ○訪問看護管理者としての経験年数は、5年未満が588人と全体の60.4%であった。

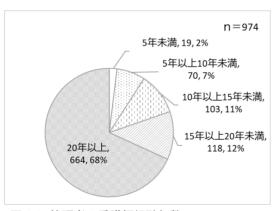


図 14 管理者の看護師経験年数

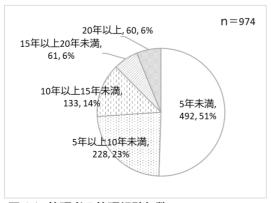


図 16 管理者の管理経験年数

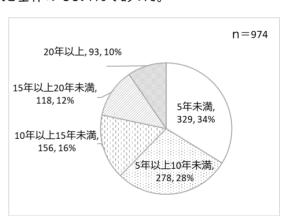


図 15 管理者の訪問看護師経験

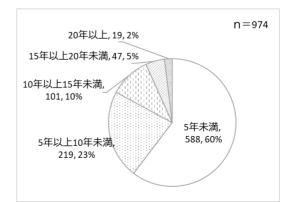


図 17 管理者の訪問看護管理経験年数

(2)他科の管理者経験

- ○訪問看護管理者の訪問看護以外の管理者経験の有無では、 経験ありと回答したものは21.6%であった。
- ○管理者の約8割が、訪問看護管理者のみの経験であること がわかった。

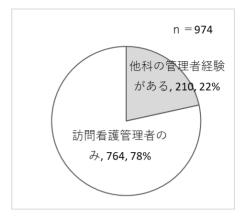


図 18 管理者の看護師経験年数

(3)管理者研修受講/3年以内

○過去3年以内に管理者研修の受講をしたかの質問では受講したと 回答するものが34.4%、受講していないが65.6%であった。 昨年調査と比較し、受講率は減少していた。

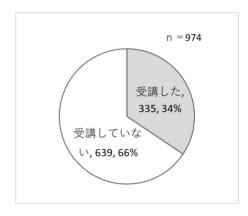


図19 管理者研修受講の有無

(4) 受講した管理者研修の開催団体等(複数回答)

○管理者研修を受講した 335 人における、過去受講した管理者研修では、当会主催の管理者研修の受講 が 73.7%と最も多かった。

主3 巫獣 + 笠田老川校の明州日井

衣2 マ語した官理名研修の開催団体		n=335
	n	%
大阪府訪問看護ステーション協会 管理者研修	247	73.7%
看護協会主催等による管理者研修 (ファースト・セカンド・サード)	32	9.6%
全国訪問看護事業協会・日本訪問 看護財団主催等による管理者研修	86	25.7%
その他	44	13.1%

(5) 当会管理者研修の種別(複数回答)

○当会開催の管理者研修を受講した 247 人では、管理者初任研修Aコースが 78.1%と最も多かった。

表3 当会管理者研修の種別			

表3 当会管理者研修の種別		n=247
	n	%
管理者初任研修 Aコース	193	78.1%
管理者中級研修 Bコース(マネジメント I)	77	31.2%
管理者上級研修 Cコース(マネジメントⅡ)	29	11.7%
管理者経営研修 Dコース	50	20.2%
その他	11	4.5%

(6) 管理者研修を受講できない理由(複数回答)

○管理者研修を受講していないと回答した 639 人に対し、受講できない理由を質問したところ "忙しく時間が取れない"が379件(59.3%)、"日時が合わなかった"が 257 件(40.2%)と、忙しさや 日程調整がつかないなどの理由が多かった。

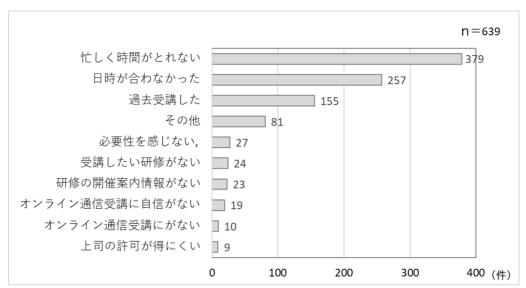


図 20 管理者研修を受講できない理由

4. 訪問看護ステーションの職員

(1)延べ職員数と常勤換算数

- ○今回の回答事業所(974件)の各職種における職員数(延べ、常勤換算、平均)を、表4に示す。
- 〇看護職の延べ数計は 8,353 人、常勤換算数計は 5,800 人、延べ職員平均は 8.58 人、常勤換算平均は 5.96 人であった。昨年と比較し、全てにおいて増加していた。

表4 延べ職員数と常勤換算数

単位:人 n=974

	延べ職員数		常勤換算数	平均	匀(※)	
	常勤数	非常勤数	延べ職員数計	常勤換算数計	延べ職員数平均	常勤換算平均
看護師	4,066	3,398	7,464	5,247	7.66	5.39
准看護師	369	520	889.0	553	0.91	0.57
看護職計	4,435	3,919	8,353	5,800	8.58	5.96
理学療法士	957	1,210	2,167	1,332	2.22	1.37
作業療法士	348	326	674	443	0.69	0.45
言語聴覚士	92	135	227	136.4	0.23	0.14
療法士計	1,397	1,671	3,068	1,911	3.15	1.96
事務員	546	445	991	754.8	1.02	0.77
総職員数合計	6,377	6,035	12,411	8,466	12.7	8.7

※ 平均は、対象の値を974(事業所数)で除した数値

(2) 事業所における各職種の在籍の有無

- ○看護師以外の職種について、事業所における在籍の有無を質問した。准看護師は 41%、理学療法士は50%、 作業療法士は31%、言語聴覚士は13.9%であった。
- 〇昨年調査と比較し、療法士3職種は在籍ありと回答する事業所の比率が 増加していた。

[参考:昨年度調査 配置ありの回答は、理学療法士 45.8%、作業療法士 24.4%、言語聴覚士 9.6%]

○事務職を雇用する事業所は63.7%で、昨年の56%を上回っていた。

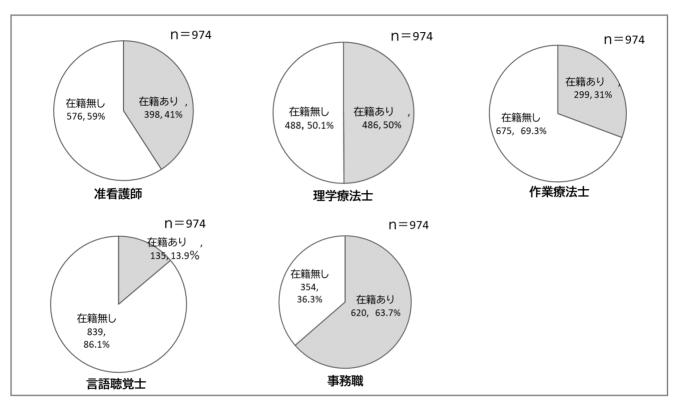


図 21 各職種の在籍の有無

(3) 専門職の比率(延べ職員数・常勤換算数)/再掲

- ○延べ職員数における専門職の比率は、看護職が 73.1%、療法士 (PT,OT,ST) が 26.9% (図 22)、常勤換算数では、看護職が 75.2%、療法士 (PT,OT,ST) の計が 24.8%であった。
- ○昨年調査と比較し、看護職の比率には、ほぼ変化が見られなかった。

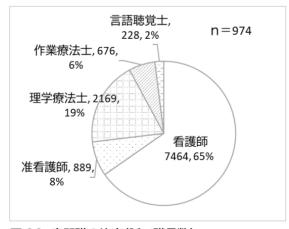


図 22 専門職の比率(延べ職員数)

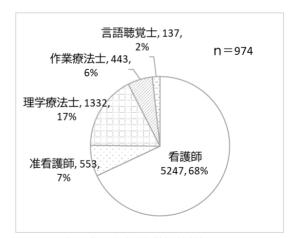


図 23 専門職の比率(常勤換算数)

(4) 看護職の求人

○看護職の求人状況では、求人していると回答した事業所が 608 件 (62.4%)で、昨年調査とほぼ同様で求人率は高かった。

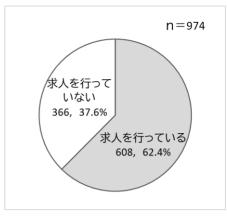


図 24 看護職の求人

5. 訪問看護利用者数と訪問看護回数

I)利用者数

(1)総利用者数と一事業所あたりの平均利用者数

- ○今回把握された総利用者数の合計は84,831人で、一事業所当たりの平均は87.1人であった。 うち、セラピストによる訪問看護を受ける利用者は36.3%であり、昨年度調査の33.4%を上回った。
- 〇精神科訪問看護利用者数は、総利用者数の 20.2%、医療保険利用者数の 49.2%を占め、昨年調査と 比較し、比率では大きな変化が見られなかった。

表5 総利用者数と一事業所あたりの平均利用者数

n	=	9	7	4
---	---	---	---	---

	利用者数	平均值	総利用者に 占める割合
総利用者数(※1)	84,831	87.1	
介護保険利用者数	50,580	51.9	59.6%
医療保険利用者数	34,874	35.8	41.1%
リハビリ利用者数(※2)	30,764	31.6	36.3%
精神科訪問看護利用者数(※3)	17,142	17.6	20.2%

- ※1 総利用者数は、介護保険利用者数と医療保険利用者数の重複を除いたもの
- ※2 リハビリ利用者数とは、セラピストの訪問する利用者数(介護保険、医療保険を含む)
- ※3 精神科訪問看護利用者数は、精神訪問看護療養費算定対象となる利用者

(2)総利用者数と一事業所あたりの平均利用者数(サテライトなしの事業所)

〇サテライトなしの事業所 822 件の総利用者数計は 58,310 人で、一事業所当たり平均は 70.9 人であった。 〇利田老割会では、サテライトを含めた事業所の集計値と比較し、セラピストによる計問表議を受けるものが

○利用者割合では、サテライトを含めた事業所の集計値と比較し、セラピストによる訪問看護を受けるものが わずかに減少していた。

表6 総利用者数と一事業所あたりの平均利用者数(サテライトなしの事業所)

n = 822

	利用者数	平均值	総利用者に 占める割合
総利用者数(※1)	58,310	70.9	
介護保険利用者数	34,871	42.4	59.8%
医療保険利用者数	23,828	29.0	40.9%
リハビリ利用者数(※2)	19,351	23.5	33.2%
精神科訪問看護利用者数(※3)	11,602	14.1	19.9%

- ※1 総利用者数は、介護保険利用者数と医療保険利用者数の重複を除いたもの
- ※2 リハビリ利用者数とは、セラピストの訪問する利用者数 (介護保険、医療保険を含む)
- ※3 精神科訪問看護利用者数は、精神訪問看護療養費算定対象となる利用者

(3)介護保険と医療保険の利用者数の比率/再掲

- ○介護保険利用者数と医療保険利用者数の比率では 介護保険利用者数が50,580人(59%)、医療保険利用者数が 34,874人(41%)であった。
- ○比率は昨年度調査と変化は見られなかった。

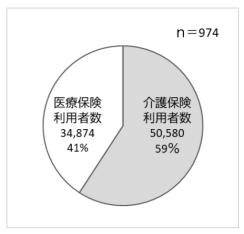


図 25 介護保険と医療保険の利用者比率

2) 訪問看護サービスの算定件数(訪問看護回数、加算の算定件数など)

A. 介護保険

- (1) 訪問看護サービス算定件数 (2020年10月度) [表7、図 26、図 27]
 - ○看護職の訪問の総回数は 194,77 | 回であった。区分では、訪看 I 2 が 59.2%と最も多く、訪看 I 3 が 34.9%、訪看 I 1 が 4.0%と続いた。
 - ○昨年調査と比較し訪看 I 2の比率がわずかに増加していた。
 - ○理学療法士等の訪問である訪看 I 5 は 79.3%、訪看 I 5 · 2 超は 20.7%と、訪看 I 5 が8割近くを占めた。

表7 訪問看護サービス算定件数(2020年10月度)

		n=974
	回数	%
訪看 I 1(看護20分)	7,748	4.0%
訪看 I 2(看護30分)	115,339	59.2%
訪看 I 3(看護60分)	67,987	34.9%
<u>訪看 I 4(看護90分)</u>	3,697	1.9%
訪看 I 5(療法士20分/回)	143,791	
<u>訪看 I 5·2超(療法士20分/回)**</u>	37,441	
緊急時訪問看護加算数	24,303	
ターミナルケア加算数	126	

※訪問看護 I 5·2超 とは、I 日に2回を超えて実施する場合の区分をいう

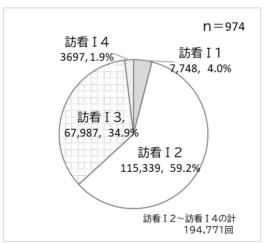


図26 訪問看護区分の比率(訪看 I1~訪看 I4)

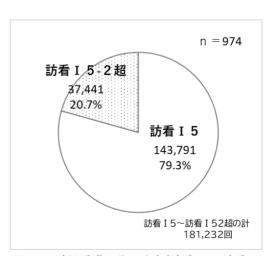


図27 訪問看護区分の比率(訪看 I5、訪看 I5・2超)

(2)緊急時訪問看護加算の算定比率

○緊急時訪問看護加算の算定件数は、24,303 件であり、介護保険利用者のうち、48.0%が緊急時訪問 看護加算契約者であった。算定ありの利用者の比率は、昨年調査の 50.9%を下回っていた。

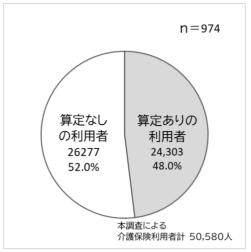


図 28 緊急時訪問看護加算の算定比率

B.医療保険等

(1)訪問看護基本療養費 加算等の算定件数(2020年10月度)[表 8、図 29]

- ○訪問看護基本療養費の算定件数は 179,371 件、精神科訪問看護基本療養費は 98,933 件であり、 基本療養費の比率は、訪問看護基本療養費が 64.5%、精神科訪問看護基本療養費が 35.5%であった。
- ○ターミナルケア療養費 1、2の計は462件で、介護保険対象となるターミナルケア加算の約4倍であった。
- ○精神科重症患者支援管理連携加算は23件、算定事業所は2件のみと大変少なかった。

表8 基本療養費 加算等の算定件数	n=974
	件数
訪問看護基本療養費	179,371
精神科訪問看護基本療養費	98,933
24時間対応体制加算	19,654
ターミナルケア療養費1	452
ターミナルケア療養費2	10
精神科重症患者支援管理連携加算	23

(2)24 時間対応体制加算の算定者

○24 時間対応体制加算の算定件数は 19,654 件であり、 医療保険対象利用者数の 56.3%であった。

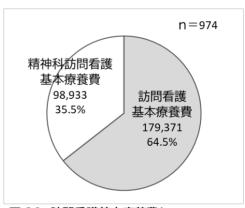


図 29 訪問看護基本療養費と 精神科訪問看護基本療養費の比率



図30 24時間対応体制加算の有無

(3) ターミナルケア療養費とターミナルケア加算の比率

○2020年10月度に算定された、ターミナルケア療養費 1・2、ターミナルケア加算の総数は 588 件であった。 比率ではターミナル療養費(医療保険)が 78.6%、ターミナルケア加算(介護保険)が21.4%であった。

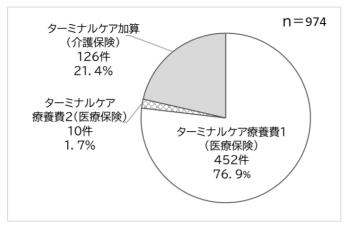


図 31 ターミナルケア療養費とターミナルケア加算の比率

6. 精神科訪問看護

(1)精神科訪問看護の届出

- ○精神科訪問看護療養費算定の届出は、718件73.7%が行なっていた。
- ○うち、「精神科重症患者支援管理連携加算」は211件で29.4%が届出を行なっていた。

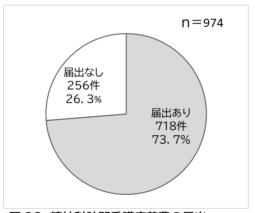


図 32 精神科訪問看護療養費の届出

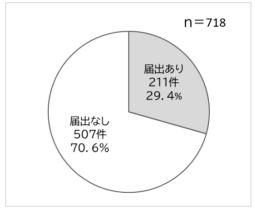


図 33 精神科重症患者支援管理連携加算の届出

(2)精神科訪問看護療養費の届出職員

○精神科訪問看護療養費算定のための届出職員については、看護師(保健師含む)3,730 人、准看護師 427 人、 作業療法士 248 人であった。

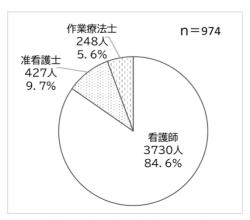


図 34 精神科訪問看護療養費の届出職員

(3)精神科訪問看護利用者の比率別事業所数と利用者数

- ○精神科訪問看護療養費算定の届出がある事業所718件において、事業所ごとに総利用者数に占める精神科 訪問看護利用者の比率を求め、集計を行った。
- ○精神科訪問看護利用者の比率が50%を超える事業所は、156件(21.7%)存在した。対象となる精神科訪問看護利用者数は 13,536 人であり、精神科訪問看護利用者の78.9%が、精神科訪問看護利用者比率 50%以上の事業所で看護されていることがわかる。
- ○届出しているものの、精神科訪問看護利用者が存在しない事業所が123件(17.1%)存在した。

衣9 有件科协问有護利用名		n=718		
総利用者数に占める	事業所	数	利用者数(精神	訪問看護)
利用者の比率(精神)	n	%	n	%
利用者なし	123	17.1%	0	0.0%
0.1~25%未満	381	53.1%	2,472	14.4%
25%~50%未満	58	8.1%	1,134	6.6%
50%~75%未満	30	4.2%	734	4.3%
75%~100%未満	86	12.0%	8,740	51.0%
100%	40	5.6%	4,062	23.7%

n = 718(事業所数) (人) *IFIX TE 200% 利用者数(精神科訪問看護) 事業所数

図 35 精神科訪問看護利用者の比率別事業所数と利用者数

(4) 精神科訪問看護利用者の比率別事業所数と24時間対応体制加算の届出

○24 時間対応体制加算の届出率は、精神科訪問看護利用者の比率が 75%以上の事業所で減少がみられた。

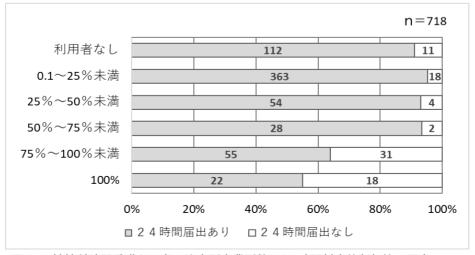


図 36 精神科訪問看護利用者の比率別事業所数と24時間対応体制加算の届出

(5) 地域別の精神科訪問看護療養費届出事業所と、利用者数

- ○精神訪問看護療養費届出ありの事業所において、地域ごとに事業所数、精神訪問看護利用者数を集計した。
- ○届出ありの事業所数は、市南が最も多く、堺、豊能、北河内と続いた。精神科利用者率が50%を超える事業所は、 泉南に多く、大阪市西は存在しなかった。
- ○精神科訪問看護利用者は、北河内が2567人と最も多く、泉南、堺と続いた。市西は、297人と最も少なかった。

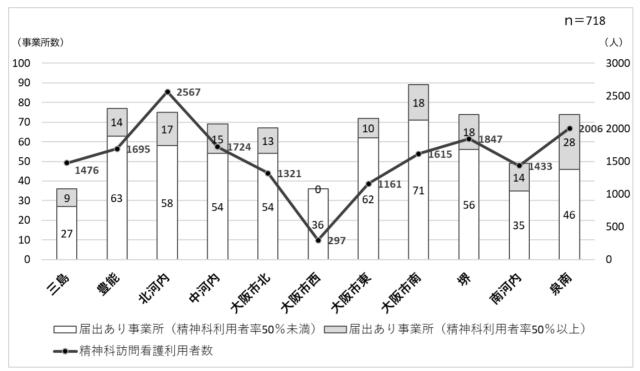


図37 地域別の精神科訪問看護療養費届出事業所と、利用者数

7. 小児訪問看護 (0 オ~18 オまでの訪問看護)

(1) 小児の受け入れ体制(図38)

〇小児訪問看護の受入れ体制では、受入れ体制ありは 237 件(24.3%)、相談により受入れ体制ありは 248 件(25.5%)であった。両者を合わせると 49.8%であり、昨年調査と比較し、実数は増加、比率は横ばいであった。 [参考 昨年度調査 受け入れ体制あり又は相談により受け入れ体制ありの回答422件(52.2%)]

(2) 小児訪問看護利用者(図39)

○小児訪問看護利用者の有無では、ありと回答する事業所が、250件(25.7%)であった。昨年調査では、 255件(30.4%)が利用児ありと回答しており、比率は4.7%の減少がみられた。

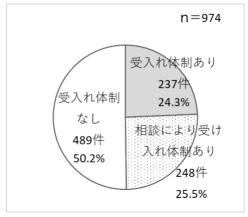


図38 小児の受け入れ体制について

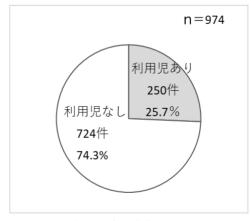


図39 小児利用者の有無

(3)年齢区分別の利用児数

- ○小児訪問看護利用児は合計で 1,922 人であった。昨年調査では、1,669 人であり増加がみられた。
- ○年齢区分では昨年と同様、学童(6~12才)が最も多く、中学生以降で利用者数は減少していた。

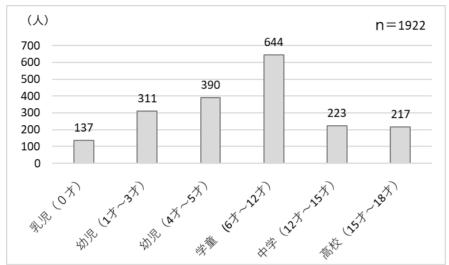


図40 年齢区分別の利用児数

(4) 圏域ごとの小児の受け入れ事業所数と利用児数

- ○小児受け入れ可能な事業所数と訪問看護利用児数の圏域ごとの集計結果を図 41 に示す。 受け入れ体制あり又は相談により受け入れ可能と回答した事業所が多い地域は、豊能、北河内、泉南で、 訪問看護利用児の多い地域は、堺、三島、北河内と続いた。
- ○利用児数の多寡と事業者数に関連性はないと考えられた。

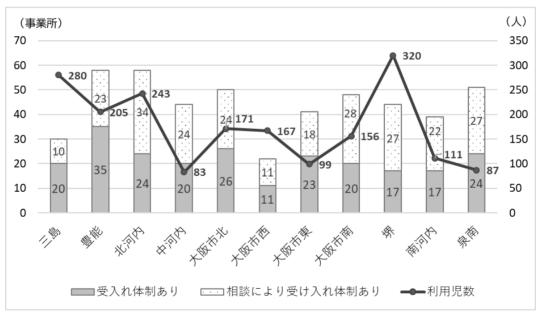


図 41 圏域ごとの小児の受け入れ事業所数と利用児数

(5) 看護師常勤換算数と小児訪問看護の受け入れ体制

○看護師常勤換算数(准看護師除く)と小児受け入れ体制の関係を見ると、常勤換算数が増加するにつれ、 受入れ体制あり又は相談により受入れ体制ありという事業所が増加していた。

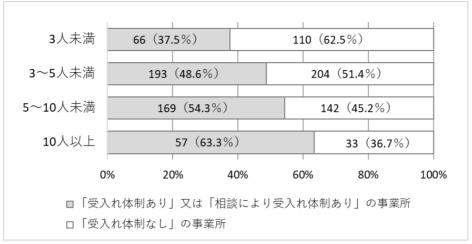


図 42 看護師常勤換算数と小児訪問看護の受け入れ体制

8. 訪問看護システム

(1)訪問看護システムの導入予定

○訪問看護システムの導入についての設問を行った。2020年度内に導入の事業所は、501件(51.5%)で あることがわかる。

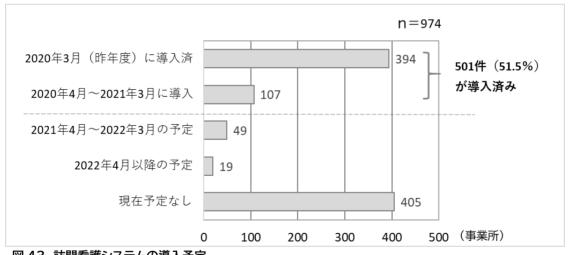


図 43 訪問看護システムの導入予定

9. 災害対策

(1)災害マニュアル

- ○自施設の災害マニュアル(法人のマニュアルを除く)の有無では、 630件(64.7%)が、災害マニュアルを備えていた。
- ○昨年調査の結果は 489 件 (58.2%) であり、マニュアル設置する 事業所の増加がみられた。

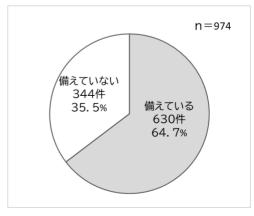


図 44 災害マニュアルの有無

(2)災害訓練実施と災害研修参加(図 45、図 46)

- 〇過去一年間に災害訓練を実施した事業所は、282件(29.0%)であり全体の3分の1未満と少なかった。 昨年調査では243件(28.9%)と、災害訓練の実施率に変化は見られなかった。
- ○過去一年間に災害研修を受講した事業所は、411 件(42.2%)であり、昨年調査の480件(57.1%)より 大幅に減少していた。

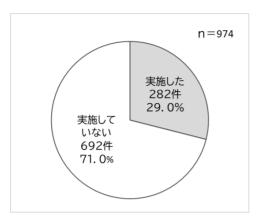


図 45 災害訓練実施の有無

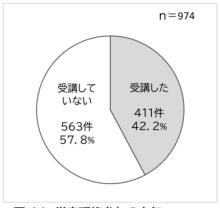


図 46 災害研修参加の有無

(3)地域ごとの災害対策マニュアルの設置、災害訓練実施、災害研修の受講状況

- ○災害対策マニュアルの設置ありの事業所は、三島地域の 72.9%から、南河内地域の 52.0%までばらつきがみられた。
- ○市西、市東地域で、災害訓練実施あり、災害研修受講ありの事業所の比率が他地域と比較して多かった。

	回答事業所	災害マニュアルあり		災害訓練実	災害訓練実施あり		 災害研修受講あり	
	n	n	%	n	%	n	%	
三 島	59	43	72.9%	13	22.0%	25	42.4%	
豊 能	107	73	68.2%	25	23.4%	46	43.0%	
北河内	121	81	66.9%	36	29.8%	42	34.7%	
中河内	96	58	60.4%	25	26.0%	42	43.8%	
大阪市北	80	53	66.3%	25	31.3%	35	43.8%	
大阪市西	41	28	68.3%	18	43.9%	30	73.2%	
大阪市東	86	56	65.1%	32	37.2%	41	47.7%	
大阪市南	112	68	60.7%	27	24.1%	46	41.1%	
堺	107	75	70.1%	34	31.8%	41	38.3%	
南河内	75	39	52.0%	21	28.0%	27	36.0%	
泉南	90	56	62.2%	26	28.9%	36	40.0%	

表 10 地域ごとの災害対策マニュアルの設置、災害訓練実施、災害研修の受講状況

(4)発電機の設置

○事業所に発電機を設置していると回答した事業所は、128件(13.1%)であった。昨年調査の86件(10.2%)、2年前の調査の63件(6.9%)であり、微増していることが確認された。

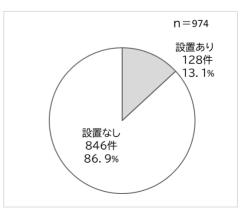


図 47 発電機設置の有無

(5) 蓄電池の設置

○蓄電池を設置していると回答した事業所は、116件(11.9%)であった。昨年調査の94件(11.2%)、2年前調査の66件(7.2%)であり、同じく微増していることが確認された。

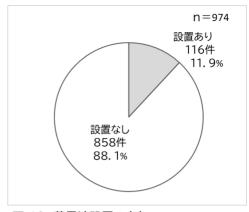


図 48 蓄電池設置の有無

(6) 利用者への事前の個別災害対策の指導

- 〇利用者への事前の災害対策個別指導の実施状況では、個別指導を実施しているが 597 件(61.3%)、実施していない 377 件(38.7%)と実施が6割にとどまった。また昨年調査と比較し、実施率の低下がみられた。
- 〇指導方法は、殆どが口頭による指導のみであり、書面を用いた実施が 105 件(10.8%)と非常に低かった。

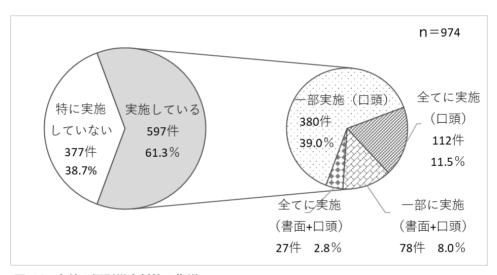


図 49 事前の個別災害対策の指導

(7) 災害対策マニュアル設置と訓練、研修、個別事前指導との関係

〇災害対策マニュアルを設置する事業所では、訓練の実施、研修受講、個別事前対策の実施のいずれも、 マニュアル設置なしの事業所より、実施率が高かった。

表 11 災害対策マニュアル設置と訓練、研修、個別事前指導との関係

n=974 災害対策マニュアル設置あり 災害対策マニュアル設置なし (344件) (630件) % % n n 災害訓練の実施 230 36.5% 52 15.1% 46.7% 34.0% 災害研修の受講 294 117 個別事前指導の実施 435 69.0% 162 47.1%

目次に戻る

10.特定行為研修(予定)受講について

(1)受講者数

○特定行為研修の受講人数は、受講済みが48人、今年度受講者が28名、来年度受講予定者が54名であった。

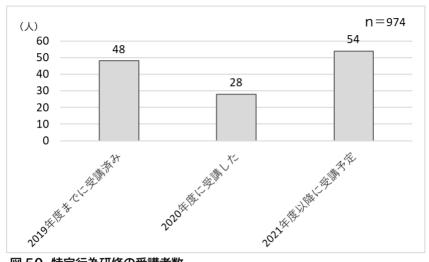


図 50 特定行為研修の受講者数

表 12 受講者人数別事業所数(2019年度まで)

			n=974
	n	%	受講者数
受講者なし	943	96.8%	0
1名受講	21	2.2%	21
2名受講	7	0.7%	14
3名受講	1	0.1%	3
4名受講	1	0.1%	4
6名受講	1	0.1%	6

表 13 受講者人数別事業所数(2020年度)

			n = 9.74
	n	%	受講者数
受講者なし	957	98.3%	0
1名受講	11	1.1%	11
2名受講	3	0.3%	6
3名受講	2	0.2%	6
5名受講	1	0.1%	5

11. 看護学生実習の受け入れ(基礎実習)

(1) 看護学生実習受け入れ予定と実際の受入れ状況

○2020 年度に看護学生実習受け入れ予定があったと回答した事業所は、244 件(25.1%)であり、 うち、実際に受け入れがあった事業所は 175 件(71.7%)、受け入れがなかった事業所は 69 件であった。

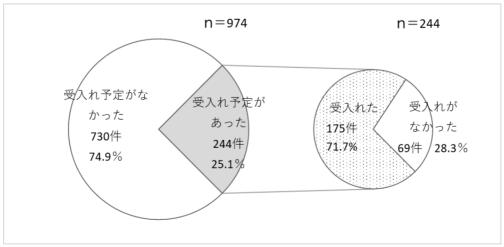


図 51 看護学生実習受け入れ予定と実際の受入れ状況

(2) 実習受け入れ予定の学校数と 実際の受入れ学校数、中止の学校数

○受け入れ予定のあった学校は 507 校で、そのうち実際に受け入れた学校数は 310 校 (61.1%)、中止となった学校数は 197 校 (38.9%)であった。

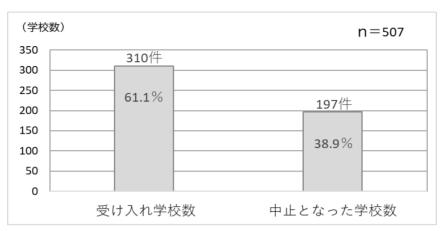


図 52 実習受入れ予定数(学校数)と 実際の受入れ、中止数

(3) 実習中止の申し出

〇実習中止となった 197 件(校)の状況として、学校から中止の申し出は 125 件(63.5%)、事業所からの中止の申し出は 50 件(25.4%)、両者からは 22 件(11.1%)であった。

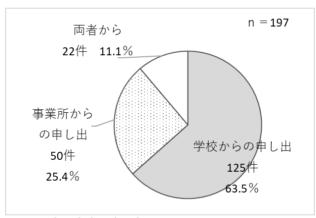


図 53 実習中止の申し出

(4) 実習受け入れの工夫(複数回答/受け入れた事業所の回答)

〇コロナ禍での実習受け入れの工夫では、事前の体調管理の徹底が 163 件 (93.1%)と最も多く、同行訪問の数を減らすが 115 件、PPE を工夫が 111 件などであった。

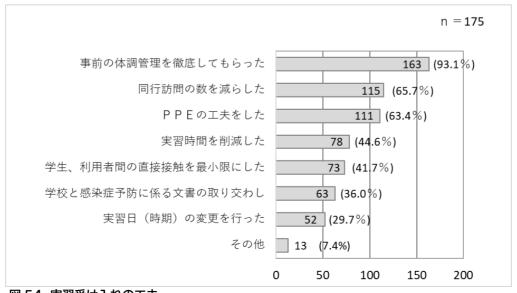


図 54 実習受け入れの工夫

(5)その他の工夫(自由記載)

○実習前では PCR 検査の実施を事業所の法人が実施したところや、受け入れ学生の人数を制限したところ、 ステーション内でのみの実習としたところがあった。また、訪問時では感染予防として手洗いなど、感染予防の 指導を行い、ガウンやフェイスシールドを着用したところもあった。さらに、食事休憩場所の変更や学生対応 看護師の固定、他職種連携や教員とのカンファレンス、利用者宅からつなぐ等のオンラインを活用したところ など、密を避ける工夫がなされていた。

表 14 その他工夫(自由記載)
実習前の PCR 検査の実施
受け入れ学生の人数の制限
ステーション内でのみの実習
訪問時にガウン・フェイスシールド着用の徹底
食事休憩場所の変更、学生対応看護師の固定
電話やオンラインの活用

12.COVID-19 の影響

(1)経営への影響

OCOVID - 19 の経営への影響への設問では、374 件(38.3%)が減少または、やや減少と回答していた。

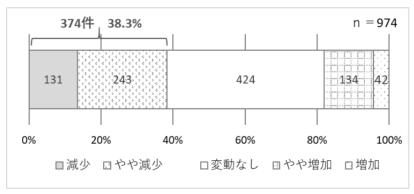


図 55 COVID -19 による経営への影響

(2)経営上で減少したと回答する事業所の回復状況

○経営への影響で減少と回答した事業所のうち、回復していないと回答した事業所が 174 件 (46.5%) と半数近くを占めていた。

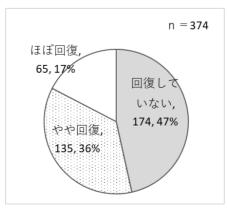


図 56 減少事業所の回復状況

(3) 訪問できない利用者への看護師の電話サポートと、サポート時の報酬請求

- ○訪問出来ない利用者への電話サポートについて、実施している事業所は、408件(41.9%)であった。
- ○電話サポートを行っている事業所のうち、報酬請求している事業所はわずか 76 件(18.6%)であった。

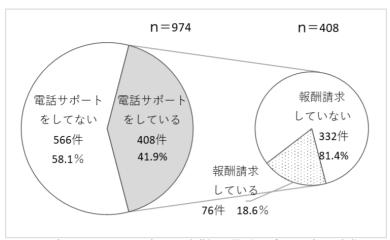


図 57 訪問できない利用者への看護師の電話サポートと報酬請求

(4) COVID -19 の対策で困っていること(複数回答)

- ○緊急事態宣言が発令時点である 2020 年 4 月~(以下初期段階という)、と本調査回答時点である 12 月~ Ⅰ月(以下半年後という)の 2 つの時期で困っていることを複数回答で設問した。
- ○初期段階で多かった項目としては、感染予防のための勤務体制、ついでスタッフのメンタルヘルス、管理者の 負担増であった。
- 〇半年後で多かったのは、スタッフのメンタルヘルスが最も高く、感染予防のための勤務シフト体制、人員確保困難であり、特に「人員確保が困難」や「職員の教育研修が進まない」の増加がみられた。

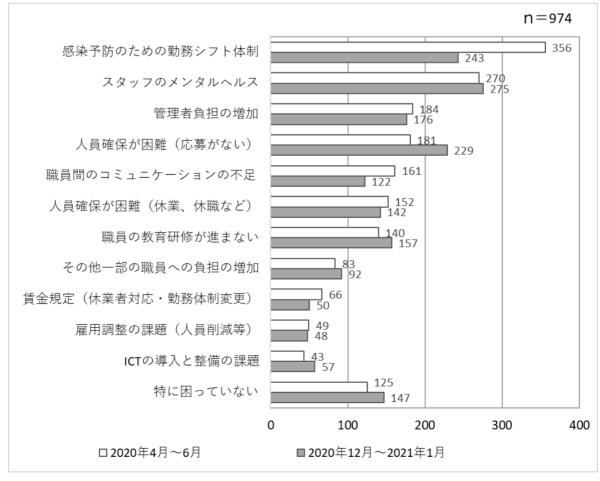


図 58 COVID -19 の対策で困っていること(複数回答)

13. 理学療法士等によるリハビリテーション中心の訪問看護

(I)療法士(PT, OT, ST)の職員比率 (常勤換算)

- ○事業所の総職員数(事務職除く)における療法士の職員比率では、雇用なしが 441 件(45.3%)、それ以外 (不明除く)が、532 件(54.6%)と、療法士を雇用している事業所が半数を超えていた。
- ○療法士の比率が 4 割を超える事業所は 167 件 (17.1%) であった。

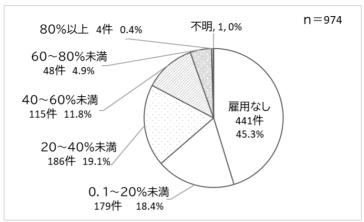


図 59 事業所における療法士の職員比率

(2) 理学療法士等によるリハビリテーション中心の訪問看護の実施

○理学療法士等によるリハビリ中心の訪問看護の実施を行っている (又は行っていた)事業所は、434件(44.6%)、行っていない 事業所は、540件(55.4%)であった。

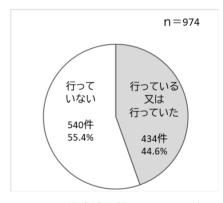


図 60 理学療法士等によるリハビリ 中心の訪問看護の実施

(3) 看護師による定期的な訪問回数と報酬請求

a. 介護保険の場合

- ○看護師が「月 | 回以上」の訪問が150件(34.6%)、「3ヶ月に | 回以上」が273件(62.9%)であった。
- ○報酬請求の有無では、「月 I 回以上」では、80.7%が看護師訪問の報酬請求しているのに対し、「3ヶ月に I 回以上」と回答した事業所では、59.7%と少なかった。

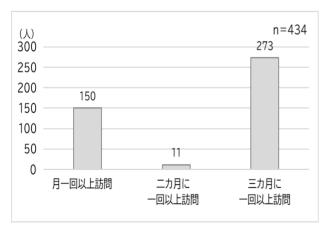


図 61 リハビリを中心とする訪問看護における 看護師の定期的な訪問回数(介護保険)

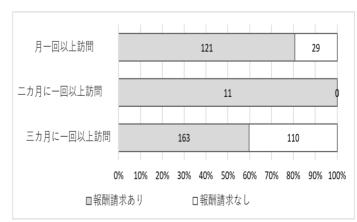


図 62 リハビリを中心とする訪問看護における 看護師訪問時の報酬請求(介護保険)

b. 医療保険の場合

- ○看護師が「月 I 回以上」訪問は 200 件(46.1%)、「3 ヶ月に I 回以上」の訪問は 229 件(52.8%)であった。
- ○報酬請求の有無では、「月 I 回以上」では、80.5%が看護師訪問の報酬請求しているのに対し、「3ヶ月に I 回以上」と回答した事業所では 57.6%と少なく、ほぼ介護保険と同様の結果であった。

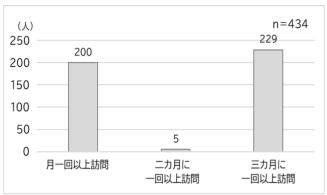


図 63 リハビリを中心とする訪問看護における 看護師の定期的な訪問回数(医療保険)

図 64 リハビリを中心とする訪問看護における 看護師訪問時の報酬請求(医療保険)

(4)リハビリテーションを中心とする訪問看護で「看護師を導入してよかったこと」(自由回答)

- 〇リハビリテーションを中心とする訪問看護において看護師を導入してよかったことについて自由回答にて記述を求めたところ、241事業所より回答を得た。(表 15)
- ○導入してよかったこととしては、的確な看護介入、異常の早期発見、多職種連携の強化、利用者やリハビリスタッフの安心、リハビリと訪問看護の協働による利用者の満足度の向上、リハビリの評価や要望が聞けるなど、多くの点があげられていた。

表 15 リハビリテーションを中心とする訪問看護で「看護師を導入してよかったこと」

- ・リハビリテーションを中心とする訪問看護で看護師を導入したことによって、利用者の状況・ 状態を把握でき、利用者の相談にのり利用者の問題点を表面化して的確な看護介入がきる。
- ・病状の悪化予防・異常の早期発見ができ、体調が変化したときに速やかな対応ができる。
- ・多職種連携が促進・強化され、コミュニケーションが円滑になり、情報共有がされやすくなった。
- ・多職種の視点でのアセスメントや介入ができ、看護師とリハビリスタッフの双方でスキルや能力の補完ができていくことにつながる。
- ・リハビリテーションを中心とする訪問看護で看護師を導入することは、利用者によりよいリハビリ、よりよい支援が提案・提供され、利用者の身体機能や生活の質の向上につながる。
- ・利用者が安心し、またリハビリスタッフ自身も安心して利用者にかかわれる。
- ・利用者が安心・安全な在宅生活を送れ、リハビリと訪問看護の協働で利用者の満足度が高まる。
- ・利用者が看護師を身近に感じ、看護師の必要性を高められた。
- ・この機会を通じて、看護師の存在や機能をアピールでき、単体での訪問看護につながる。
- ・直接利用者のリハビリについての評価や、要望、クレームも聞くことができる。
- ○事業所によっては、リハビリスタッフがいない、または少ないため、他のステーションのリハビリを利用することにより、2 か所からの訪問看護が提供されるため、ケアが中途半端になる、利用者からも事業所の収入のためだろうといわれるなどの記述があった。
- ○今回は、本制度が導入されてよかったことについて着目したが、事業所の状況によっては、必ずしもよいこと ばかりではないことがわかった。

(5)療法士(PT, OT, ST)の職員比率と24時間対応体制の届出

- ○専門職における療法士の職員比率と24時間対応体制の届け出の関係では、療法士の職員比率が0.1~20% 未満の事業所で、24時間対応体制の届出比率が96.1%と最も高かった。
- ○療法士の比率が高くなるごとに、24時間対応体制届出の比率が減少していることがわかる。
- (〇雇用なしの事業所で、24 時間対応体制の届出がない事業所 68 件の内訳としては、精神訪問看護利用者 75%以上の事業所が 45 件含まれており、届出率が低い要因の一つと考えられた。)

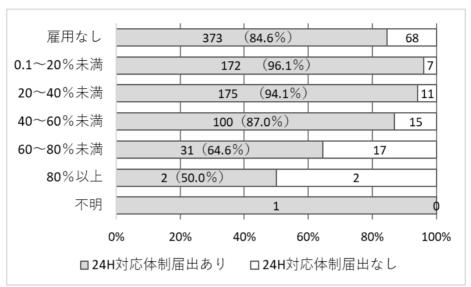


図 65 療法士の職員比率と24時間対応体制加算の届出

(6)療法士(PT, OT, ST)の職員比率と小児訪問看護利用者

○療法士の職員比率と小児訪問看護利用者(児)の有無を見ると、療法士を雇用しない事業所では、利用児ありが 69件(15.6%)と低く、療法士の職員比率が高くなると、利用児ありと回答する事業所の比率が増えている。

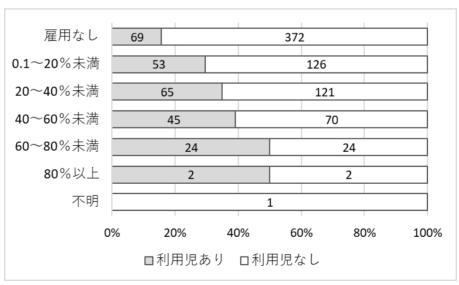


図 66 療法士(PT, OT, ST)の職員比率と小児訪問看護利用者

14. 看護職員等への暴力、ハラスメントについて

(1)暴力、ハラスメント被害の経験

- 〇過去、利用者やご家族から看護職員等への暴力、ハラスメントの被害(カスタマーハラスメント)の経験についての設問を行った。
- ○経験ありと回答した事業所は 489 件(50.2%)、経験なしは 485 件(49.8%)で、約半数の事業所が 経験ありと回答していた。

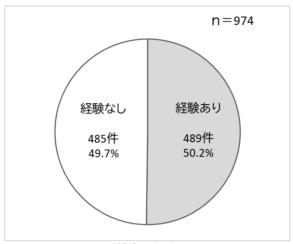


図 67 ハラスメント被害の経験

(2) ハラスメント被害を受けたときの対応(複数回答)

○暴力、ハラスメントの被害を受けた時の対応では、「二人訪問で対応」が 409 件(83.6%)最も多く、「管理者等より利用者へ注意を促した」、「所内で相談しながら進めた」と続いた。

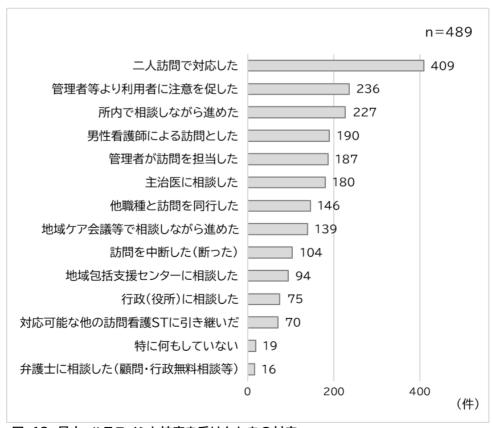


図 68 暴力、ハラスメント被害を受けたときの対応

(3)暴力、ハラスメント被害防止に必要と思うこと(複数回答)

○「複数名訪問等、報酬算定要件の緩和」574件(58.9%)、「ハラスメント禁止等の制度整備・利用者への 啓発等」は509件、「行政による相談窓口の設置」は496件であり、半数を超える事業所が、暴力、 ハラスメント被害防止に必要と思うと回答していた。

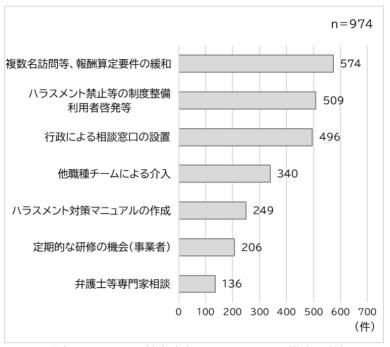


図 69 暴力、ハラスメント被害防止に必要と思うこと(複数回答)

(4)ハラスメント防止研修の受講

- ○ハラスメント防止のための研修を、現在までに受講したことは あるか設問をしたところ、受講したと回答した事業所は、315件 (32,3%)であった。
- ○受講したことがない事業所が約7割と多かった。

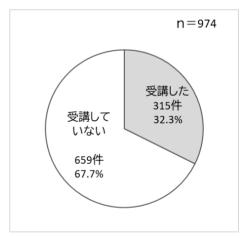


図 70 ハラスメント防止研修の受講

(5) ハラスメント防止マニュアル設置

- ○ハラスメントに関わるマニュアルの設置についての設問では、 設置ありの事業所は 273 件 (28.0%)、設置なしの事業所は 701件 (72.0%)であった。
- ○マニュアルありと回答した事業所は3割に満たなかった。

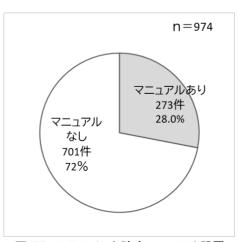


図 71 ハラスメント防止マニュアル設置

(6)暴力、ハラスメント被害経験の有無と研修受講、マニュアル設置との関係

○ハラスメント研修は、ハラスメント被害経験ありの事業所の方が経験なしの事業所よりも、研修受講率は高かった。

○ハラスメント防止マニュアルの設置は、ハラスメント被害経験の有無との差は見られなかった。

表 16 ハラスメント経験の有無と研修受講、マニュアル設置との関係				n=974
	ハラスメント約 (489件		ハラスメント経験なし (485件)	
	n	%	n	%
研修受講した	188	38.4%	127	26.2%
マニュアルあり	143	29.2%	130	26.8%

目次に戻る

資 料

訪問看護実態調査検討委員会 設置要綱

(目的)

第1条 大阪府訪問看護ステーション協会は、大阪府からの委託業務「大阪府訪問看護ステーション 実態調査事業(以下「本事業」という)」を円滑に実施するため、以下の訪問看護実態調査検討 委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行うものとする。
 - 一 大阪府訪問看護実態調査の手法に関すること
 - 二 調査票の作成 調査の実施 集計 分析に関すること
 - 三 調査結果のとりまとめ
 - 四 前各号に掲げるもののほか、本事業に関し必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は委員 10 人以内で組織し、学識経験その他専門的知見を有する者等のうちから、 大阪府訪問看護ステーション協会会長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、委嘱の日から 2021 年6月 30 日までとする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員会に副委員長を置き、委員長がこれを指名する。
- 3 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時には議長の決するところによる。
- 3 緊急に決定する必要のある事項について、委員会を招集することができないとき又はその審議事項の内容により支障がないときは、委員長の判断により書面または電子メールによる会議を開催することができる。

(作業部会)

- 第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に部会を設けることができる
- 2 部会の構成員は、委員及び委員以外の関係者のうちから、大阪府訪問看護ステーション協会会長が委嘱する。
- 3 部会には部会長を置き、その所掌事項は第2条に準ずるものとする。

(意見の聴取)

第7条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者から意見を聞くことができる。

(費用弁償)

第8条 委員にはその職務を執行するために要する実費を弁償する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会に置く。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員会で協議を行い 定めるものとする。

附 則 この要綱は 2020年10月19日から施行する。

訪問看護実態調査検討委員会

(敬称略)

【委 員】

岡本双美子	大阪市立大学大学院看護学研究科 医学部看護学科 在宅看護学領域准教授
林田裕美	大阪府立大学大学院 看護学研究科 療養支援看護学領域 がん看護学分野
上道久美子	レオン訪問看護ステーション 訪問看護事業部長 / 訪問看護認定看護師
大杉花	拓海会訪問看護ステーション 管理者 /在宅看護専門看護師
山本ゆかり	ふちゅう訪問看護ステーション / 訪問看護認定看護師 (大阪府訪問看護ステーション協会 実態調査担当理事)
松本康代	訪問看護ステーション CIL 豊中 管理者 (大阪府訪問看護ステーション協会 副会長)
立石容子	ハピネス訪問看護ステーション 統括責任者 (大阪府訪問看護ステーション協会 会長)

【事務局】

山内静代	大阪府訪問看護ステーション協会(看護師)
寺山みどり	大阪府訪問看護ステーション協会 (看護師)
吉行紀子	大阪府訪問看護ステーション協会(看護師)
中村百合子	大阪府訪問看護ステーション協会(担当事務)
後藤貴典	大阪府訪問看護ステーション協会 事務局長

大阪府訪問看護実態調査報告(2020年度)

〔令和2年度 大阪府訪問看護推進事業報告書(別冊)〕

発 行 一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

発 行 日 2021年3月

住 所 〒542-0012

大阪市中央区谷町 6 丁目 4-8 新空堀ビル 205 号

電 話 06-6767-3800 FAX 06-6767-3801

本報告書は無断複写、無断転載を禁じます